

公売公告兼見積価額公告 (市川市公告第 139 号)

市川第20260520-0071号

令和8年5月29日

市川市長 田中 甲

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

公売財産・公売保証金・見積価額	売却区分番号	公 売 財 産	公売保証金	見積価額
	1		別紙「公売財産目録」のとおり	540,000円
公売場所	KSI官公庁オークション内		公売方法	期間入札
入札参加申込期間	令和8年5月29日(金)13時から令和8年6月15日(月)23時まで 「KSI官公庁オークション」内で入札参加手続きを行ってください。			
入札期間	令和8年6月23日(火)13時から令和8年6月30日(火)13時まで 事前に入札参加申込をされた方のみ、入札に参加できます。			
開札日時	令和8年6月30日(火)入札締切直後			
追加入札	開札の結果、見積価額以上で最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合は、開札の日に開札に引き続いて期日入札の方法により追加入札を行います。			
売却決定日時	令和8年7月21日(火)10時	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分続行の停止があった場合、または売却決定の日時までに買受人が暴力団等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。)		
売却決定場所	市川市役所 納税・債権管理課			
代金納付期限	令和8年7月21日(火)14時			
その他	1. 原則、入札開始日の2開庁日前までに公売保証金の納付が確認できない場合、入札に参加できません。 2. 次順位買受申込の制度があります。 3. この公売公告に違反した者または国税徴収法第92条及び第108条の規定に該当する者は買受人となる事ができません。 4. 公売財産が不動産の場合、国税徴収法第99条の2に定める陳述書の提出が必要となります。 5. 公売財産に係る徴収金の完結事実が買受代金納付前に証明された時または買受代金納付後であっても取消すべき事由がある時は売却決定を取消します。 6. 買受人の危険負担の移転時期は買受代金を全額納付した時期となります。 7. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は、買受人の負担となります。 8. 公売財産の種類又は品質に関する契約不適合があっても、市川市は担保責任を負いません。 9. その他、国税徴収法、市川市インターネット公売ガイドラインの規定に基づきます。			
(配当を受ける者の権利の申出について)				
この公売財産の換価代金について配当を受けることのできる質権、抵当権、先取特権または留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を当市役所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当市役所 納税・債権管理課に用意してあります。				